

令和2年8月4日

保護者 各位

江戸川区立松江第四中学校

校長 高萩 広志

生徒用タブレット端末の貸出しについて（お知らせ）

江戸川区教育委員会では、東京都教育委員会端末等貸付事業実施要項に基づき、休校等による児童・生徒の家庭における遠隔学習を支援するため、ご家庭にタブレット端末等のない児童・生徒に対しての貸出用タブレット端末の貸付承認を受けました。

タブレット端末の貸出しをご希望の方は、以下をご確認のうえ担任へお申し出ください。

記

1 貸出対象者

ご家庭においてインターネットへの接続環境はあるが、児童・生徒が使用する端末（タブレット端末、パソコンなど）を有していないご家庭

※LTE通信は利用できません。

2 申請手続

担任へお申し出いただき、貸出申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。

3 申請期限

令和2年8月6日（木）

4 貸出物品

キーボード付きタブレット端末、電源コード

5 貸出予定期間

令和3年2月まで、または、児童・生徒が利用できる端末が整備されるまで

6 貸出しにあたっての注意事項

- (1) 家庭学習を支援するための貸出しであることから、目的外で使うことがないように、各ご家庭で管理の徹底をお願いします。
- (2) ご家庭のインターネットに接続した場合、通信費は、各ご家庭での負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) インターネット使用の際は、保護者の方による使用状況の定期的な確認をお願いします。インターネットのフィルタリングは、各ご家庭のインターネットの環境に依存しますので、あらかじめご留意ください。
- (4) SNSやオンラインゲーム等の長時間の利用により、健全な生活や友人関係に悪い影響を及ぼす場合があります。課金制のサイトにつながる等、犯罪に巻き込まれるリスクがあることを、ご家庭において十分注意して、使用させてください。
- (5) 端末を含む、貸出物品を紛失・破損した場合、弁済いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。